

5 平和と人権を尊重する

(1) 平和を尊ぶ心をはぐくむ

●平和推進事業

世界が平和であるためには、私たち一人ひとりが平和を希求する心を持ち、周りの人、更に後世の人に平和の尊さを伝えることが大切である。

区では、平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している(宣言文は裏表紙参照)。また、平成7年に、光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。さらに、音楽を通して、平和の大切さ・尊さに思いを寄せ、世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で4年度から「平和祈念コンサート」を実施している。

1 平和祈念コンサート

26年9月1日に練馬文化センター・大ホールにおいて、「世代をこえてはぐくもう 平和への思い」をテーマに開催した。出演者はサクスの須川展也氏、ピアノの小柳美奈子氏。音楽演奏のほか、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

また当日は、練馬文化センター・ギャラリーにおいて平和祈念資料コーナーを設置し、空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネルを展示した。

2 平和祈念パネル展

26年8月2日～15日に区役所本庁舎アトリウムおよび石神井庁舎5階ロビーで開催した。

空襲、原爆による被害の状況、戦時中の人々の暮らし等を写したパネル等を展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成25年7月に実施した区民意識意向調査によると、「今も社会に差別があると思う」区民の割合は、69.3%であった。

人権教育に関し、国は9年に国内行動計画を定め、重要課題として、女性、子供、障害者、高齢者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人の人権問題を掲げたが、そのほかにも社会状況の変化に伴い、犯罪被害者等、路上生活者、性同一性障害者、インターネット上の人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など、様々な人権問題が顕在化している。

区では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(12年施行)の基本理念にのっとり、区民が人権尊重に対する理解を深めることのできるよう、啓発活動を行っている。

1 人権啓発事業

ア 「講演と映画の集い」

毎年12月の人権週間に併せて、様々な人権問題についての講演と映画の上映を行い、人権尊重意識の普及・啓発を図っている。

26年度は「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～」をテーマに、弁護士の菊地幸夫氏による講演「出会いの人生から学んだこと～人と人との絆と人権～」と映画「そして父になる」の上映(参加者延べ540名)を練馬文化センターで行った。

イ 人権セミナー

様々な人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全3回(参加者延べ118人)を開催した。

ウ 啓発映画ビデオや資料パネル等の貸出し

各団体の研修会や個人等での利用に供するため、同和問題等の啓発映画ビデオ等を所蔵し、貸し出している。

エ 区報による啓発

人権についての啓発記事を掲載している。

26年度は、5月1日号に「憲法記念日に寄せて一人権について考える」、11月11日号に人権週間にちなんだ啓発記事を掲載した。

オ 啓発用小冊子発行

25年度に実施した人権週間の「講演と映画の集い」の講演録「マスオさんの人権考～言葉はプレゼント～」(声優・俳優 増岡弘氏)を発行した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

犯罪被害者等に関する問題を人権問題としてとらえ、二次的被害防止の取組を中心に、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、22年2月には、すべての区職員が犯罪被害者等の立場を理解し、窓口での不適切な対応による二次的被害を防止するとともに警察や民間団体等と連携を図りながら区の犯罪被害者等支援を一層効果的に推進するため、職員用の「犯罪被害者等支援の手引」を作成して区の各課等に配布した。

また、26年11月に、犯罪被害者週間行事として、(公社)被害者支援都民センター犯罪被害相談員で交通犯罪被害者遺族 中土美砂氏による講演「交通犯罪遺族として」(参加者18名)を区役所本庁舎20階交流会場で行った。

3 職員研修の充実

区職員が様々な人権問題を正しく認識し、職務を行う上で適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進することを目的に昭和48年4月に開設した。

会館には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブ室のほか、人権図書コーナーが設けられ、子供から高齢者まで利用できる。

また、会館の円滑な運営を図るため、区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●男女共同参画社会の実現に向けて

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、男女の固定的役割分担意識にとらわれない男女平等の意識づくりを進めるため、学習機会の提供や啓発事業を実施している。

1 ねりまフォーラムの開催

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。

平成10年度から広く区民の意見を取り入れるため、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。

26年度は、生涯学習センターにおいて、『「ココロの元気」の作り方～吉本興業マネージャー奮闘記～』と題し、大谷由里子氏を講師として講演会（参加者216人）を行った。

2 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」（12年12月内閣府男女共同参画推進本部決定）に、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について、広く区民に理解を深めてもらうため、イラスト入りで分かりやすく解説したパネル等の展示を行っている。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナーの開催

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催した。

26年度は『～誰もが「介護」を背負う時代に向けて～はじめよう！「仕事と介護の両立支援」の取組み』（参加者32人）をテーマとした。

4 啓発冊子の発行

「MOVE（う・ご・く）」、「女性手帳」等の冊子を発行した。

●男女共同参画に係る総合的な施策の企画、立案および調整事業

国は、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定

し、男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念および国、地方公共団体と国民それぞれが果たすべき役割を定めている。

区では、昭和60年に「婦人行動計画」を策定し、以来5度にわたり行動計画を改定し、男女共同参画施策を推進している。平成23年3月には、男女共同参画推進懇談会の提言を踏まえ、第2次男女共同参画計画（18年度～22年度）の取組を継承しつつ、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や育児・介護休業法の改正など新たな課題への対応を含め、23年度から27年度を計画期間とする第3次男女共同参画計画を策定した。

計画では（1）男女の人権の尊重（2）社会における制度または慣行についての見直し（3）政策等の立案および決定への共同参画（4）家庭生活における活動と他の活動の両立の4点を基本理念としており、この基本理念に基づき、区の各部署が連携して各施策に計画的に取り組み、「男女がともに輝くねりま」の実現を目指している。今後も男女共同参画施策を着実に推進するため、27年度中に第4次男女共同参画計画を策定する。

計画の推進に当たっては、区民や地域の団体、事業者と区が共に連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むことが重要となっている。

1 課題や事業等の確認・点検・公表

第3次男女共同参画計画では、計画の着実な推進を図るため、課題に成果指標や目標値を設けるとともに、事業の実施状況について確認・点検し公表していくこととしている。

2 審議会等への女性の参画の促進

区では、審議会等への公募委員の参画を拡充し、区民の視点を取り入れながら、区民とともに透明で開かれた区政経営を行うこととしている。様々な施策に男女の意見をバランスよく反映していくためには、女性委員の積極的任用に努める必要がある。

第3次男女共同参画計画では、27年度の計画目標値を50%に設定した。26年度の比率は38.9%（27年3月現在）である。引き続き50%の男女比を目指していく。

3 男女共同参画推進懇談会

区における男女共同参画の取組を総合的に推進するため、男女共同参画計画や男女共同参画問題について検討する場として、男女共同参画推進懇談会を設けている。委員は学識経験者や関係団体、公募委員など20人程度で構成している。

27年3月には、第4次男女共同参画計画の策定について区に提言し、区はその提言を踏まえて、27年度、第4次男女共同参画計画を策定する。

●配偶者からの暴力防止に係る啓発や被害者支援の推進

1 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は人としての尊厳を脅かす許されない行為であり、女性の人権を著しく侵害するものである。女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とし、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間「女性に対する暴力をなくす運動」（平成13年6月内閣府男女共同参画推進本部決定）を実施し、暴力への実態を表したパネルの展示を行っている。

2 練馬区配偶者暴力相談支援センターの設置

区は、平成24年5月に策定した第2次練馬区配偶者暴力防止および被害者支援基本計画に基づき、26年5月12日に練馬区配偶者暴力相談支援センターを設置した。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定により、配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を人権・男女共同参画課と総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与する施設として、昭和62年4月、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。その後、20年4月には、施設への親しみやイメージアップを図るため、区民公募により施設の呼称を「えーる」と定め、正式名称と併記し、愛称として使用することにした。

22年4月からは、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センターえーる」と目的および名称を変更した。これにより、女性にも男性にも親しまれ、利用しやすい施設になっている。

センターには、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、保育室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどの施設があり、施設の貸出しも行っている。

18年4月から施設の貸出しと維持管理業務について指定管理者制度を導入し、24年4月以降は、講座等の事業についても指定管理者が実施している。

女性学や男女共同参画に関する講座は年間を通じ実施しており、子供を持つ区民が容易に参加できるよう保育室を設置している。

区民が男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、年齢や性別を問わずに気軽に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に男女共同参画セン

ターえーるフェスティバルを実施している。

図書・資料室では、男女共同参画の推進に係る図書や区、都、国および大都市の行政資料の閲覧・貸出しを行っている。また、男女共同参画の推進に係る情報の収集および提供のほか、学習に関する図書案内、読書相談にも応じている。

相談室においては、カウンセラーによる専門相談など様々な相談に応じている。

男女共同参画センターの施設利用状況 平成26年度

施設			利用者（人）
会	議	室	7,573
視	聴	覚	13,876
和	室	（大）	5,094
和	室	（小）	4,172
第	1	研	8,458
第	2	研	5,368
第	3	研	6,396
小計			50,937
録	音	室	3,299
保	育	室	5,314
合計			59,550

男女共同参画センターの資料収集状況 平成27年3月31日現在

収集資料	数量
図	12,232冊
行	2,459種
政	
資	
料	
各	717種
種	
団	
体	
資	
料	
雑	14誌
誌	
新	7紙
聞	
ビ	55本
デ	
オ	
テ	
ー	
プ	
（DVDを含む。）	

男女共同参画センターの図書・資料室の利用状況 平成26年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から 午後9時30分まで （読書相談は 午後5時まで）	1,340人	8,616冊	84件

男女共同参画センターの相談室開設状況

平成26年度

相 談	相 談 日	相 談 時 間	相談件数 (件)
総合相談	毎日 (年末年始および施設点検日を除く。)	午前9時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで)	3,333
心の相談 (カウンセリング)	毎日 (日曜日、年末年始および施設点検日を除く。)	午前10時から午後7時まで (祝休日は午後5時まで)	727
法律相談	土 (祝休日を除く) 予約制	午後1時から午後4時まで	401
配偶者等の暴力に 対する専門相談 (カウンセリング)	月・水・金 (年末年始および施設点検日を除く。)	月 午前9時から午後5時まで 水・金 (第一を除く) 午前10時から 午後7時まで (祝休日は午後5時まで) 金 (第一) 午前9時から午後5時まで (練馬区区民相談所で実施)	463

(いずれも年末年始を除く。)

男女共同参画センターの事業実施状況

・実施講座

平成26年度

項 目	事 業 名	開催月	回数 (日数)	参加者 (延べ) 人	保育人数 (延べ) 人
男女共同参画問題講座	映画上映会「アイコンタクト」	4	1	11	2
	図書・資料室講座「ブックタイム」	5・7・9・11・1・3	6	35	35
	出前ミニ講座 「パワーポイント講座」	4・6・10・1	4	66	0
	「ことばの発達をうながす子どもとのふれあいテク」	4・10・1	4	73	3
	「父性キッチン・ワーク お父さんと作るおうち・ごはん」	5	1	18	13
	「子育てママのまったり塾」	6	1	20	2
	「効果的につたえる・つたわるアサーティブ・コミュニケーション」	6・7・9・10・11・12	10	203	112
	映画上映会「外泊」	6・7	2	52	5
	「働きたい女性のためのパソコンスキルアップ講座」	6	2	3	3
	「えーるキッズエンジョイサマー」	7	4	37	2
	「夏の疲れをアロマで癒しませんか・・・」	7・8	6	227	0
	「女性と災害」	9	2	56	8
	「女性のための就労講座 わたしを知って、わたしを活かす」	9	1	16	0
	「就労・就活中の女性の為のパソコンスキルアップ講座」	9	1	21	8
	「筋道を立てて話すレッスン～ディベート初めの一步」	10・11・12	6	63	0
	映画上映会「Girl Rising」	10	3	89	0
	「えーるスクエア」	10	1	44	0
	「働きたい女性のためのパソコンスキルアップ講座～ワード・エクセル応用編」	11	7	175	0
	「介護からみえる母娘・家族のすがた」	12	2	36	6
	区民企画講座	講演会と意見交換会「災害、その時女性は」	1	1	30
映画上映会「人生いろいろ」		2	1	41	4
「骨の歪みが訴える体の不調」		2	1	41	4
「男女共同社会がつくる福祉と経済発展～スウェーデンに学ぶ～」		3	2	72	1
「ベビーダンスであなとも育メン！」		6	1	11	0
「古典文学に学ぶ女性の生き方 源氏物語」		7	1	33	1
「誰かのためでなく、自分のために生きる」		9・10	2	42	0
・男女共同参画センターえーるフェスティバル	「楽しんで学ぶ高齢期の住まい方」	9・10	2	42	0
	「長寿は歯から～自分の歯でおいしく食べよう」	10	1	36	0
	「食生活の危機!!かたよっていませんか…大丈夫?」	10	1	26	0
	「戦時下の少女たち その後の生き方を語る」	10	1	26	0
	「楽しんで学ぶ高齢期の住まい方」	2	1	33	0

・男女共同参画センターえーるフェスティバル

平成26年度

事 業 内 容	開催日	参加者 (延べ) 人	保育人数 (延べ) 人
テーマ		人	人
特別講演会	5月31日、6月1日 (2日間)	2,004	2
講演会・懇談会			
その他			